

平成28年度第1回鹿児島県地方創生推進有識者懇話会

日時：平成28年8月8日（月）10：00～

場所：ベストウェスタン レンブラントホテル鹿児島リゾート
2階「桜島の間」

次 第

- 1 開 会
- 2 佐々木副知事あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長指名
- 5 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る事業の効果検証の説明，意見交換
- 6 鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略における「目指すべき結果（評価指標）」の効果検証に係る説明，意見交換
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

鹿児島県地方創生推進有識者懇話会 委員名簿

氏 名	職
榮留 道夫	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会副会長
岸尾 隆	鹿児島県市長会事務局長
郡山 明久	株式会社鹿児島銀行代表取締役専務
坂上 省悟	鹿児島県町村会事務局長
玉川 恵	株式会社丸屋本社取締役
奈良迫 英光	鹿児島県観光プロデューサー
平井 美保子	女性農業経営士（奄美市）
宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
山口 靖子	なべしまホールディングス株式会社取締役

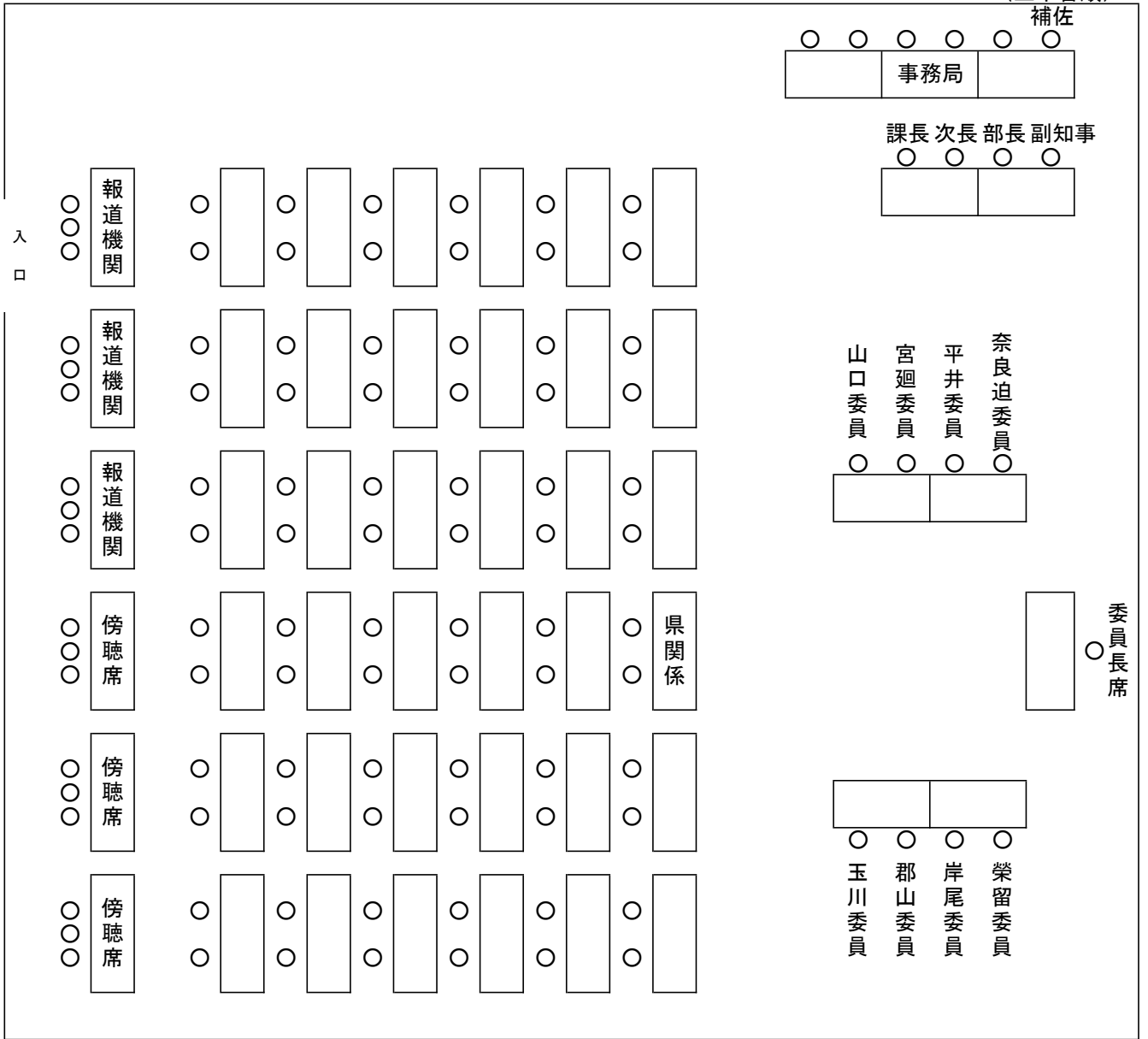
9名

(五十音順)

平成28年度第1回鹿児島県地方創生推進有識者懇話会 配席図

(会場:ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階「桜島の間」)

(五十音順)



鹿児島県地方創生推進有識者懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本県の地方創生に向けた取組を推進するに当たり、「鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、実施した施策・事業の効果検証などについて助言を得るため、鹿児島県地方創生推進有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は委員10人程度で組織する。

2 委員は、地域の産業や経済等について知見を有する専門家等をはじめ、各分野で活躍されている人のうちから知事が指名し委嘱する委員で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から概ね5年程度とする。

(委員長)

第4条 懇話会に委員長を置き、知事の指名によりこれを定める。

2 委員長は懇話会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(懇話会)

第5条 懇話会は知事が招集する。

(委員以外の出席)

第6条 懇話会には、必要に応じて、知事又はその他の県職員が出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認める場合は、懇話会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

(懇話会の公開)

第7条 懇話会は公開を原則とするが、懇話会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

[総合戦略の対象期間：平成27～31年度]

人口動向

- ◆ 現状の見直し
 - 2010年 1,706千人
 - 2040年 1,314千人
 - 2060年 1,020千人
- ◆ 国の人口ビジョンや総合戦略に沿った場合の本県人口
 - ◇ 合計特殊出生率仮定
 - 2030年に1.8(国民希望出生率)
 - 2040年に2.07(人口置換水準)
 - ◇ 社会減仮定
 - 移動率が一定程度縮小

鹿児島が目指す将来の姿 (かごしま将来ビジョン)

安心・安全
いつでもどこでも誰もが生涯を通じて安心して暮らせる安全な社会

活力・快適
暮らしやすい生活環境と足腰の強い産業基盤が築かれた快適で活力あふれる社会

共生・有徳
すべての人がともに築き支え合う優しく温もりのある社会

基本目標

I 「しごと」をつくる

- 鹿児島に産業・雇用をつくる
- 第一次産業や観光など重点的な振興を図る

II 「ひと」をつくる

- 鹿児島への人の流れをつくる・人を育てる
- 鹿児島で結婚・出産・子育ての希望をかなえる

III 「まち」をつくる

- 活力があり、安心・安全な暮らし、地域でのつながりがある、かごしまをつくる

取組の方向と具体的な施策

◆ 働く場の創出

- ① 農林産業の成長産業化
- ② 観光産業の振興
- ③ 地域における新産業の創出・革新
- ④ 地域の中小企業の競争力強化
- ⑤ 企業立地の促進
- ⑥ 各産業分野における人材の確保・育成

◆ 人材の還流・育成

- ① 移住の促進、都市との交流促進
- ② 企業の立地促進、雇用の創出
- ③ 鹿児島への人材還流・育成
- ④ 教育環境の整備

◆ 未来の希望の実現

- ① 若い世代の希望をかなえる少子化対策
- ② 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- ③ 子ども・子育て支援の充実
- ④ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現

◆ 地域の活力・安心・絆

- ① 地域づくり
- ② 安心なくらづくり
- ③ 地域間連携
- ④ ふるさとづくり
- ⑤ 鹿児島らしい景観とまちづくり

◆ 人材の還流・育成

- 鹿児島への移住・旅行希望者等への的確な情報提供や相談体制の整備
- 国際社会に貢献する人材の育成や外国人留学生等の受入促進
- 地元での就労機会拡大・就労支援等の実施
- 大都市圏等からの企業誘致促進
- 地域産業を支え、地域社会で活躍する人材の育成

◆ 未来の希望の実現

- かごしま子ども未来プラン2015等に基づき少子化対策の推進や、ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する環境整備

◆ 働く場の創出

ア 農林水産物の販路拡大

- 国内市場における競争力の強化と高付加価値化
- 海外における認知度向上と販路の拡大

イ 第一次産業の基礎強化

ウ 農業の成長産業化(農産物の高付加価値化)

エ 林業の成長産業化

オ 水産業の成長産業化

カ 「本物。鹿児島県」の戦略的PR

キ 国内外からの誘客促進

ク 観光関連施策の推進

◆ 人材の還流・育成

- 共生・協働による温もりある地域づくりの推進
- 地域防災や医療・介護・福祉提供体制の充実
- 市町村における地域活性化の取組や地域の交通手段の確保などへの支援
- 自然・歴史・文化・伝統等の地域資源を活用し、地域住民が主体となつたふるさとづくり
- 地域特性を生かした景観形成や都市構造の再構築、都市機能の向上

※3つの基本目標に沿って、地方創生に向けた具体的な施策を展開する。
 ※具体的な施策ごとに「目指すべき結果(評価指標)」を設定する。

総合戦略の推進

PDCAサイクルの実施

県民との協働

市町村との連携

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：

内閣総理大臣

副本部長(予定)：

内閣官房長官

地方創生担当大臣

本部長：

上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

まち・ひと・しごと創生
総合戦略(閣議決定)
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

動案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

創案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略2015（改訂版）」と「総合戦略2015 改訂版（～2019年度）」の全体像



1. 地方創生をめぐる現状認識 <直近の状況を踏まえ記述>

- ◎人口減少の現状 ⇒ 人口の減少幅は年々拡大。平成26年の合計特殊出生率1.42となり、9年ぶり低下。年間出生数も過去最低の100万3,539人。
- ◎東京一極集中の傾向 ⇒ 東京圏へ約11万人の転入増加(前年比約1万3千人増)、東京一極集中傾向が加速化。
- ◎地域経済の現状 ⇒ 有効求人倍率や賃金、就業者数など雇用面で改善も、消費の回復が大都市圏で先行するなど地域間でばらつき。地方を中心に人手不足が顕在化。

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

- ①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現、③地域の特性に即して地域課題を解決の基本的視点から課題に対して一体的に取り組む。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

「戦略策定」から「事業推進」の段階へ/一億総活躍社会の実現とTFPを踏まえた対応/「総合戦略」改訂と広報周知

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証
「縦割り」「全国一律」「バラマキ」「表面的」「短期的」課題について、対処が必要。
2. 創生に向けた政策5原則
自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づく。
3. 国と地方の取組体制とPDCA整備
データに基づく総合戦略、各連携(産官学金労言、政策間、地域間)の推進

今後の政策の方向

1. 政策の基本目標
- ◎4つの「基本目標」
- 【基本目標①】
地方における安定した雇用を創出する
- 【基本目標②】
地方への新しいひとの流れをつくる
- 【基本目標③】
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【基本目標④】
時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- ◎「地方創生の深化」を目指す
・ローカル・アベノミクスの実現
「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見」を引き出す
- ◎新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり
- ◎「地方創生版・三本の矢」

地方創生の深化に向けた施策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする
(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント力の向上
・ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善
(イ)観光業を強化する地域における連携体制の構築
(ウ)農林水産業の成長産業化
(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
(ア)政府関係機関の地方移転
(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
(ウ)地方移住の推進
(エ)地方大学等の活性化
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進
(イ)若い世代の経済的安定
(ウ)出産・子育て支援
(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
(ア)まちづくり・地域連携
・まちづくりにおける地域連携の推進
・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
・ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成
・まちづくりにおける官民連携の推進
・人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
(ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
(エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保
(オ)ふるさとづくりの推進

情報支援の矢

- ◎地域経済分析システム (RESAS) 開発、日本版DMIOへの情報支援
- ◎RESASの普及促進

人的支援の矢

- ◎地方創生リーダーの育成・普及
- ◎地方創生コンシェルジュ
- ◎地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- ◎地方創生の深化のための交付金
- ◎地方創生関連補助金等の見直し
- ◎地方財政措置
- ◎税制

「地方創生版 三本の矢」

国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革等との連携

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

〔※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。〕

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

〔第1号イ関係〕地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、

結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効果的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、汚水処理施設、港の整備

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・ 継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業(＝地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・ 既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・ 総合戦略を策定した都道府県、市区町村(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・ 総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・ KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効果的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・ 寄附額の下限は10万円
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・ 寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・ 寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- ・ 法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得税割額の20%が上限)
- ・ 法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ・ 法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

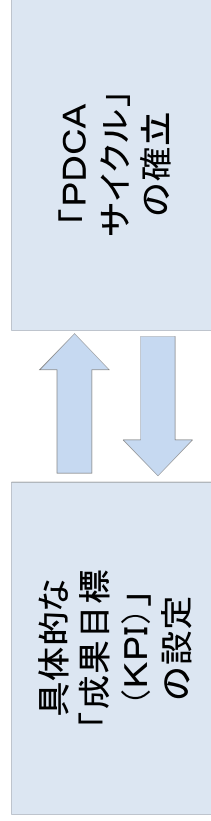
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）

28年度概算決定額 1,000億円（新規）
（事業費ベース 2,000億円）

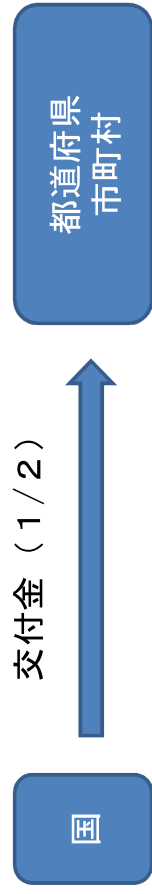
事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づき交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランドディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣府が認定

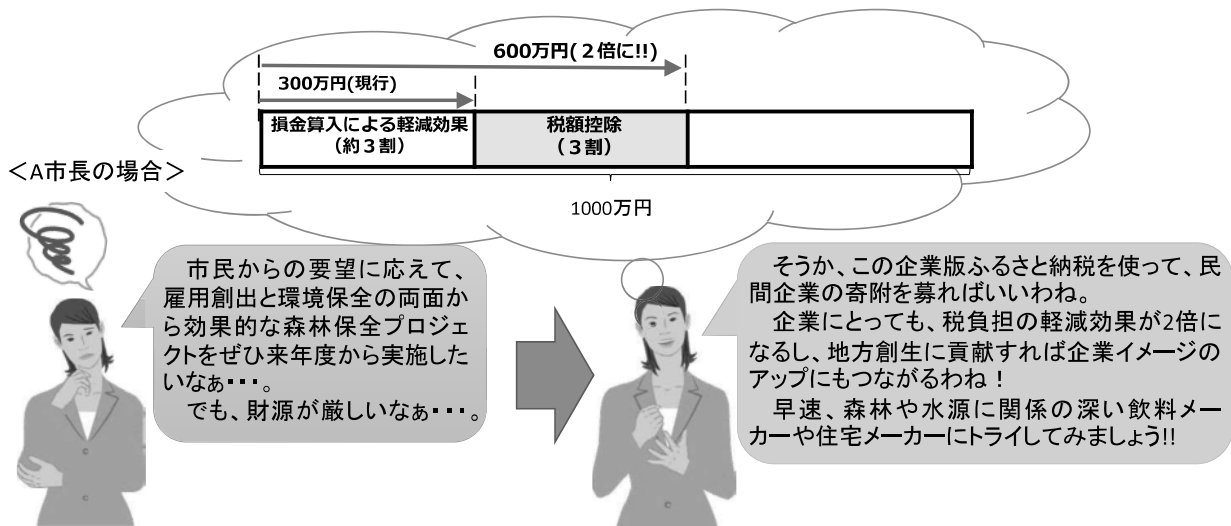
期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方創生応援税制

- 志のある企業が地方創生を応援する税制を創設
⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄附をした企業に、
税額控除の措置を新設！
- 企業が寄附しやすいように
 - ・税負担の軽減効果を2倍に
 - ・寄附額の下限は10万円からとし、少額寄附にも対応
 ⇒企業による地方創生の応援団の輪が広がる！



地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する。

（効果）

- ・企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・地方公共団体が自らの地方創生の取組を企業にアピールすることで自治体間競争を促進
- ・本社機能の移転促進税制の補完

